

令和 8 年度第 7 回（令和 8 年 7 月 1 4 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 1 2〕

1 件名

ひとり親家庭等自立支援給付金事業の支給内容の拡充等について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、ひとり親家庭の主体的な能力開発や資格取得を支援し、自立の促進を図ることを目的に、「ひとり親家庭等自立支援給付金事業」を実施し、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」及び「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金」を支給している。

令和 8 年 4 月、国の各事業に係る実施要綱が改廃及び新規制定され、各給付金の支給内容の拡充等がなされた。

【目的】

国の各事業に係る実施要綱の改廃及び新規制定に伴い、本市においてもひとり親家庭等自立支援給付金事業の支給内容の拡充等を行ったもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☑有 □無】**

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 3 9 年政令第 2 2 4 号）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和 3 9 年厚生省令第 3 2 号）

自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（令和 8 年こ支家第 1 8 0 号）

高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱（令和 8 年こ支家第 1 8 1 号）

ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（令和 8 年こ支家第 1 7 2 号）

石巻市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成 3 0 年告示第 3 9 0 号）

石巻市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成 3 0 年告示第 3 8 9 号）

石巻市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（平成 3 1 年告示第 1 3 8 号）

【総合計画の位置付け：☑有 □無】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

【個別計画の位置付け：☑有 □無】

石巻市こども計画

基本目標 2 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する

個別目標 3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 8 年 4 月 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱及びひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の施行（令和 8 年 4 月 1 日適用）

5 主な内容

給付金の拡充内容等 別紙のとおり

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

ひとり親家庭の負担軽減、自立促進が図られる。

【市財政への負担】

申請見込件数 0 件

支給見込額 0 円

控除額が追加されたことによる新たな財政負担はない見込み

参考：令和 8 年度当初予算

支給見込額 10, 152 千円

（財源）母子家庭自立支援給付金事業費補助金 国 3 / 4、一般財源 1 / 4

7 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体の状況

改正予定：仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、富谷市、
宮城県（県内町分を実施）

改正予定なし：東松島市、大崎市 ※対象者がいないため

検討中：白石市、栗原市

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 7 月 石巻市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱、石巻市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱、石巻市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱の一部改正（令和 8 年 4 月 1 日遡及適用）
石巻市ひとり親家庭高等職業訓練促進継続給付金等支給要綱の制定
（令和 8 年 4 月 1 日遡及適用）

9 その他

給付金の拡充内容等

給付金名称	改正点等	改正後	改正前
自立支援教育訓練給付金	対象要件	・ <u>児童が20歳に到達した場合も受講終了するまで</u>	・ <u>児童が20歳に到達するまで</u>
	支給内容	・ 受講費用の6割 ※支給上限額：160万円 (年額40万円×修業年数4年) ※<u>准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合支給上限額：200万円(年額40万円×修業年数5年)</u> ・ 受講終了後、1年以内に資格取得し、就職したとき 受講費用の8.5割 ※支給上限額：240万円 (年額60万円×修業年数4年) ※<u>准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合支給上限額：300万円(年額60万円×修業年数5年)</u> ※既に6割支給されている場合は、差額を支給	・ 受講費用の6割 ※支給上限額：160万円 (年額40万円×修業年数4年) ・ 受講終了後、1年以内に資格取得し、就職したとき 受講費用の8.5割 ※支給上限額：240万円 (年額60万円×修業年数4年) ※既に6割支給されている場合は、差額を支給
高等職業訓練促進給付金	対象要件	・ 児童が20歳に到達するまで	・ 児童が20歳に到達するまで
	支給内容	・ 支給額(月額) 住民税非課税世帯 100,000円 住民税課税世帯 70,500円 ・ 支給期間 修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月) ※<u>准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合通算60月を超えない範囲で支給(令和7年度以前に修業を開始し、令和8年4月1日時点で修業中の者についても、通算60月を超えない範囲で支給)</u>	・ 支給額(月額) 住民税非課税世帯 100,000円 住民税課税世帯 70,500円 ・ 支給期間 修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)
高等職業訓練促進継続給付金 ※新規	対象要件	・ <u>高等職業訓練促進給付金受給中に子が20歳に到達した場合に受講終了するまで</u>	
	支給内容	・ 高等職業訓練促進給付金と同じ	
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ※継続	要綱名変更	・ 石巻市ひとり親家庭 <u>学び直し支援事業実施要綱</u>	・ 石巻市ひとり親家庭 <u>高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱</u>
	支給内容	・ 変更なし	